

管理票の記入と運用例 1

【汚染土壌処理施設へ搬出する場合】

(1) 運搬及び処理を他人に委託する場合の運用

① 管理票交付者

管理票交付者は、管理票に以下の事項を記入し、運搬担当者に管理票を手渡し、運搬担当者に「自動車等の番号及び運搬担当者の氏名」欄に記入してもらいます。6枚複写式の管理票を使用する場合、1枚目(A票)を管理票交付者の控えとして切り離します。2枚目(B1票)以降は運搬担当者が携帯します。なお、管理票は運搬の用に供する自動車等ごとに交付しなければなりません。ただし、一台の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が複数である場合には、運搬先ごとに交付しなければなりません。

後日、運搬受託者から運搬終了報告(B2票)、処理受託者から処理終了報告(C2票)の管理票が返送されてきます。交付時の控えと内容をチェックし、5年間大切に保存します。

② 運搬受託者

運搬受託者は、実際に運搬を担当する人(ドライバー等)に管理票の仕組みを理解させておかなければなりません。

運搬受託者は、搬出当日に運搬を実施する車両の登録ナンバーや運搬担当者の氏名を管理票交付者に事前に知らせておきます。これは、搬出現場では多くの車両が出入りし、汚染土壌運搬車両のみでなく、廃棄物運搬車両や一般残土運搬車両等があることも考えられ、積荷を誤ることがないようにし、委託を受けていない者を除外するためです。

運搬担当者は、管理票交付者から交付を受けた管理票を携帯して運搬を開始し、汚染土壌の自動車等への積載量について重量を最初に計量した時点で記入します。

搬入先に到着したら、管理票に引渡し年月日、車両ナンバー、氏名等を記入した上で搬入先の担当者に渡します。運搬受託者の控え用(B1票)と管理票交付者への返送用(B2票)を持ち帰ります。

管理票交付者への返送用(B2票)は、事務所等へ戻った後に管理票交付者に返送します。返送は、運搬終了から10日以内に行わなければなりません。控え用(B1票)は5年間大切に保存します。

なお、運搬先が汚染土壌処理施設ではなく、積替え場所や保管場所の場合は、引渡し年月日を記入して、管理票は積替え場所や保管場所の担当者に渡します。控え用(B1票)や管理票交付者への返送用(B2票)は、運搬受託者が控えの保存、返送をします。もし、控えが必要な場合は、コピー等をもらえるようにしておくといでしょう。

③ 処理受託者

処理受託者は、汚染土壌を受け取ったら、引き渡しを受けた者の氏名を記載し、B1票とB2票を運搬受託者に渡します。B1票は運搬受託者の控え、B2票は管理票交付者への運搬受託者からの運搬終了報告となります。

処理受託者は、処理が終了したら、処理担当者の氏名、処理方法と処理の終了年月日を記入して、C2票を管理票交付者に返送し、C3票を運搬受託者に返送します。返送は、処理終了から10日以内に行わなければなりません。C1票は5年間大切に保存します。

(2) 運搬を他人に委託し、処理は自ら行う場合の運用

運搬を他人に委託して処理は自ら行う場合も管理票を交付する必要があります。管理票交付者と処理受託者が同一となるため、運搬受託者から送付されるB2票により運搬の終了を確認し、処理が終了したときに、C3票を運搬受託者に送付します。

(3) 運搬を自ら行い、処理は他人に委託する場合の運用

運搬を自ら行い、処理を他人に委託して行う場合も管理票を交付する必要があります。管理票交付者と運搬受託者が同一となるため、汚染土壌の引渡しとともに、C1票からC3票までを処理受託者に渡します。

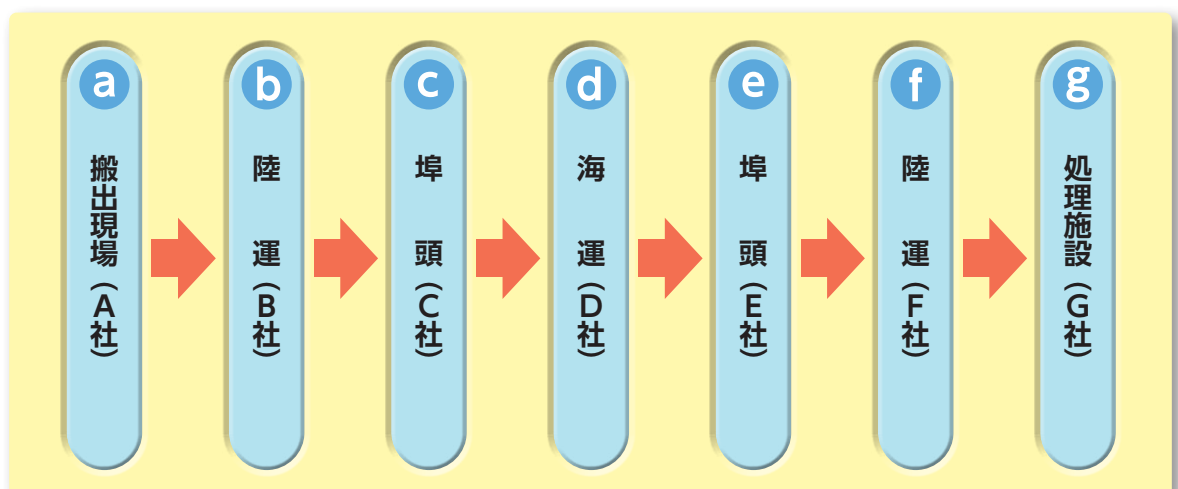
処理受託者が処理を終了したときに、C3票が送付されてきますので、処理の終了を確認します。

(4) 運搬担当者が複数いる場合の運用

例えば、下記のような運搬経路をとるケースでは、搬出側陸運担当者、海運担当者、施設側陸運担当者と、それぞれ異なる運搬担当者が存在する可能性があります。つまり複数の運搬担当者が存在します。

そのような場合、最後の運搬担当者が管理票の運搬受託者控え(B1票)を保存するとともに運搬終了報告の管理票(B2票)を管理票交付者に送付します。下記の例では「f 陸運」実施者が該当します。そのほかの「b 陸運」～「e 埠頭」までは、運搬経路と引渡し日の記入だけで、控えはありません。つまり、すべての運搬が終了し、処理施設に汚染土壌が搬入された時点が運搬終了となります。途中の「b 陸運」～「e 埠頭」までの担当者には控えが残らないことになります。もし、控えが必要な場合は、コピーなどで対応してください。

なお、それぞれの運搬に別々の運搬受託者が存在する場合、上記の例では、「b 陸運」はB社に、「d 海運」はD社に運搬を委託するような場合は、管理票交付者はB社、D社それぞれに管理票を交付する必要があります。



(5) 処理受託者が処理後の汚染土壌の処理を委託する場合の運用

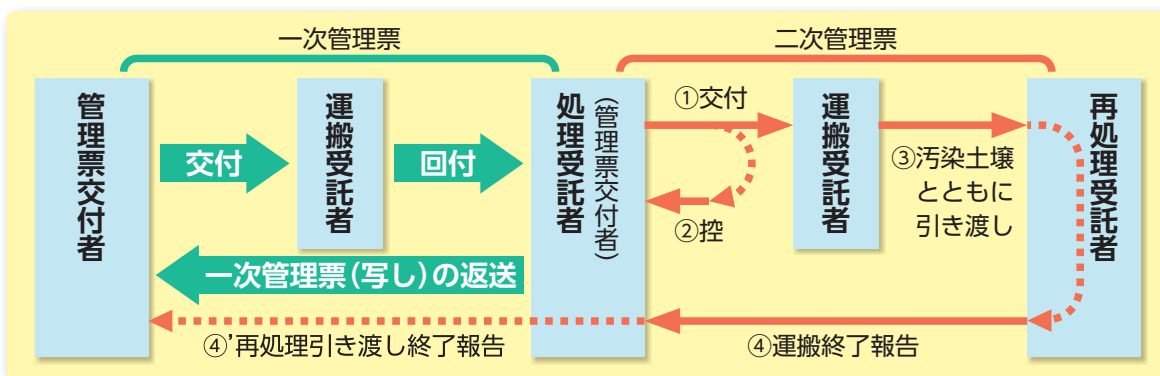
処理後の汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設へ搬出する場合は、処理受託者である汚染土壌処理業者が管理票交付者となって、新たに管理票を交付する必要があります。これを二次管理票といいます。二次管理票の記入方法については、(6)のとおりです。

(6) 二次管理票の運用について

処理を受託している汚染土壌処理施設が、例えば、汚染土壌の分別や含水率調整などを行う施設で、浄化等は別の汚染土壌処理施設に搬出して行う場合があります。分別等処理施設が異物除去や含水率調整を行った後、セメント製造施設へ汚染土壌を搬出するケースが該当します。このような場合は、分別や含水率調整などを行った汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者が、新たに汚染土壌の搬出者となって、運搬を他人に委託するときには管理票(二次管理票)を交付しなければなりません。なお、再処理汚染土壌処理施設として汚染土壌を搬出できる施設は、汚染土壌処理業の許可申請時に申請書に記載してある汚染土壌処理施設に限られます。

二次管理票の交付者は、一次管理票における処理受託者となりますので、管理票への記載事項は、基本的に「(1)運搬又は処理を他人に委託する場合の運用 ①管理票交付者」の項(P.9)を参照してください。ただし、「汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」については、施設で測定をした場合はその測定結果を記載しますが、測定を行わなかった場合は、搬出者の測定結果(一次管理票の記載事項)を記載します。また、搬出者(一次管理票の管理票交付者)への二次管理票の返送は、再処理汚染土壌処理施設における処理の終了報告時点ではなく、再処理汚染土壌処理施設が汚染土壌を受け入れた時点(二次管理票における運搬受託者から運搬終了の報告が届いた時点)で行います。管理票の「備考欄」などを利用して、搬出者(一次管理票の交付者)が交付した管理票と二次管理票とが照合できるようにしておくことも必要です。

なお、二次管理票についても交付等について、電子的な方法で実施することが可能です。



(7) 管理票の記入要領と記入例【汚染土壌処理施設への搬出】

【管理票交付者が記載】

ア. 管理票交付者

管理票を交付する者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人の場合にあっては代表者の氏名を記入する。

イ. 運搬受託者

運搬受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

ウ. 処理受託者(土壌使用者)

処理受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

エ. 交付担当者の氏名

実際に管理票の交付を担当した者の氏名を記入する。

オ. 交付年月日

交付担当者が実際に管理票を交付した年月日を記入する。

カ. 交付番号

管理票交付者が管理票を管理するための、任意の番号を記入する。

キ. 汚染土壌の荷姿

バラ積み、ドラム缶、フレキシブルコンテナ等、搬出する汚染土壌の荷姿を記入する。

ク. 汚染土壌の体積

汚染土壌を運搬する自動車等に積載する汚染土壌の体積を記入する。

ケ. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

まず、汚染土壌に含まれる特定有害物質の欄ごとに✓(チェック)をし、次に土壌汚染状況調査で濃度が判明している場合には当該濃度を記入するか、不明な場合には該当する濃度欄に✓(チェック)をする。

コ. 要措置区域等の所在地

(自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地)

搬出する汚染土壌に係る要措置区域等の所在地を記入する。

サ. 積替え又は保管場所

運搬途中で積替え又は保管をする場合は、積替え場所か保管場所かの✓(チェック)をした上で、積替え又は保管を行う場所の名称、所在地、所有者の氏名又は名称、連絡先を記入する。

シ. 汚染土壌処理施設の名称及び所在地

(搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地)

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称、所在地、許可番号を記入する。

【運搬担当者が記載】

ス. 汚染土壌の重量

汚染土壌の自動車等への積載量について重量を最初に把握した時点で記入する。

セ. 自動車等の番号及び運搬担当者の氏名

車両や船舶等の登録番号、運搬を担当した者の氏名を記入する。

ソ. 運搬区間

運搬担当者が実際に汚染土壌を運搬した区間を記入する。

タ. 引渡し年月日

汚染土壌を目的地まで運搬した際に引渡しを行った年月日を記入する。

【処理担当者が記載】

チ. 引渡しを受けた者の氏名

汚染土壌処理施設で、搬入された汚染土壌の引渡しを受けた者が、氏名を記入する。

ツ. 処理担当者の氏名(土地の形質の変更をした者の氏名)

汚染土壌処理施設において、実際に汚染土壌の処理を担当した者の氏名を記入する。

テ. 処理方法(土地の形質の変更の方法)

汚染土壌処理施設における当該汚染土壌の処理方法を記入する。

ト. 処理終了年月日(土地の形質の変更を終了した年月日)

当該汚染土壌の処理が終了した年月日を記入する。

【管理票交付者が記載】

ナ. 運搬受託者からの返送確認日

運搬受託者から管理票が返送された年月日を記入する。

ニ. 処理受託者(土地の形質の変更を行った者)からの返送確認日

処理受託者から管理票が返送された年月日を記入する。

記入例

(管理票交付者・運搬受託者・処理受託者が記入：処理完了時の管理票)

管理票 整理番号 0000001

様式第二十九 (第六十七条第二項関係)

ア 氏名又は名称、法人代表者	建設土木株式会社 代表取締役社長 建設太郎 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 〇ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 住所及び連絡先	イ 株式会社 土壌運搬 〒100-0000 東京都千代田区銀座 TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 住所及び連絡先	ウ 浄化リサイクル株式会社 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000	氏名又は名称 住所及び連絡先	エ 浄化リサイクル株式会社 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

ケ 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレベルを記入)

溶出基準 超過	第二溶出量 超過	溶出基準 超過	第二溶出量 超過	含有基準 超過
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

コ 要措置区域等の所在地
〒163-0000 東京都新宿区〇〇町〇-〇-〇
▲▲工業 新宿事業所

ク 倉庫又は仕入れ場所
〒135-0000 東京都江東区〇〇町〇-〇-〇 東京埠頭(株)
TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000

カ 倉庫又は仕入れ場所
〒030-0000 青森県青森市〇〇町〇-〇-〇 青森埠頭倉庫(株)
TEL 017-000-0000 FAX 017-000-0000

キ 汚染土壌処理施設の名称及び所在地
浄化リサイクル株式会社鶴岡工場
〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00
第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

要措置区域等の所在地	要措置区域 (新宿区〇〇)	引渡し年月日	2019 年 5 月 6 日
倉庫又は仕入れ場所	東京埠頭 (東京都江東区〇〇町)	2019 年 5 月 11 日	2019 年 5 月 15 日
倉庫又は仕入れ場所	青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇〇町)		
汚染土壌処理施設	浄化リサイクル株式会社鶴岡工場 (山形県鶴岡市〇〇町)		

セ 自動車等の番号及び運搬担当者の氏名

自動車等の番号	足立 100 あ 00-00	運搬区間	2019 年 5 月 6 日
担当者氏名	株式会社土壌運搬 道野 通	東京埠頭 (東京都江東区〇〇町)	2019 年 5 月 11 日
自動車等の番号	JP-ABC-12345-D404	青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇〇町)	2019 年 5 月 15 日
担当者氏名	日本海運株式会社 海野 渡	青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇〇町)	
自動車等の番号	青森 100 あ 00-00	東北運送株式会社 坂田 昇	
担当者氏名	東北運送株式会社 坂田 昇		

シ 処理方法を記入 (浄化-分解 (熱分解))

処理方法	浄化-分解 (熱分解)	処理終了年月日 (上の欄の欄に記入し、日付)	2019 年 6 月 20 日
------	-------------	------------------------	-----------------

ソ 運搬受託者から返送確認日

運搬受託者からの返送確認日	2019 年 6 月 25 日	備考	
---------------	-----------------	----	--